

計 量 行 政 概 要

平成 2 1 年度

福岡県計量検定所

ま え が き

計量制度は、私達が日常、経済・社会の活動を行う上で、極めて重要な基盤をなすものです。

本県におきましては、計量制度の中核をなす計量法の目的を達成するため、基準器等の計量標準の供給、特定計量器の検定・検査、適正な商品量目及び特定計量器の使用を確保するための立入検査等による指導、その他計量思想の普及啓発を行うための諸施策を実施しております。

民間活用が進む中、本県においても平成21年4月から指定定期検査機関に定期検査全ての業務及び一般計量証明検査業務を委託しました。今後も効率的に社会ニーズに対応し、地域性を活かした計量行政と全国的統一性を確保する計量行政とのバランスをとりながら、消費生活、産業活動を支える基盤としての計量行政の充実整備に努めています。

皆様方の、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この行政概要は平成21年度に実施しました事業の実績をまとめたものです。

本書が、本県の計量行政に御理解をいただくための参考資料として御利用いただければ幸いに存じます。

平成22年9月

福岡県計量検定所長
田 浦 正 弘

目 次

第 1	総 説	
1	沿 革	1
2	施設の所在及び規模等	1
3	機構と業務内容及び職員の配置	2
4	歳 入 と 歳 出	3
5	検定・検査設備(基準器等主要設備)	4・5
第 2	計量関係事業の登録・届出及び指定	
1	概 要	6
2	登録・届出及び指定の事務処理状況	6
3	計量証明事業者の登録	6
4	製造・修理事業の届出	7
5	販売事業の届出	7
6	適正計量管理事業所の指定	7
7	指定製造事業者の指定	7
8	特殊容器製造事業者の指定	7
第 3	特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査	
1	概 要	8
2	特定計量器検定・装置検査実績	9
3	基準器検査実績	10
4	検定・検査個数及び手数料比	10
5	検定・検査個数実績の推移	11
6	基準器検査個数実績の推移	11
第 4	特定計量器の定期検査	
1	概 要	12
2	定期検査の検査実績(市・郡別)	13
3	特定計量器器種別定期検査の検査実績	14
4	定期検査実績の推移	14
第 5	計量証明事業者の計量証明検査	
1	概 要	15
2	一般計量証明事業者の計量証明検査実績	15
3	環境計量証明事業者の計量証明検査実績	16
4	計量証明検査実績の推移	16
第 6	立入検査	
1	概 要	17
2	立入検査結果	18
	(1) 特定計量器の立入検査結果	18
	① ガスメーター(都市ガス)立入検査結果表	18
	② ガスメーター(家庭用プロパン)立入検査結果表	18

③ 燃料油メーター立入検査結果表	18
④ 液化石油ガスメーター立入検査結果表	18
⑤ 水道メーター立入検査結果表	18
⑥ タクシメーター立入検査結果表	18
⑦ 子メーター(電気計器・水道)立入検査結果表	18
(2) 商品量日の立入検査結果	19
① 中元時期全国一斉量目立入検査結果表	19
② 年末年始時期全国一斉量目立入検査結果表	19
(3) 定期検査の立入検査結果	19
(4) 計量関係事業者等の立入検査結果	20
(5) 苦情等に基づく調査依頼の立入検査結果	20

第 7 計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業

1 計量記念日事業	21
(1) 計量記念日街頭広報	21
(2) 計量ひろば	21
2 計量モニター	21
(1) 計量モニターの商品分類別集計表	22
3 計量教室	22
(1) 商品別量目審査結果表	23
(2) 地区別量目審査結果表	23
4 おもしろ計量教室	23
5 計量技術講習会	24
6 講習会等	24
(1) 一般計量証明事業者主任計量者講習会	24
(2) 福環協計量士部会講習会	24
(3) (社)福岡県計量協会計量管理部会の実務研修	24

第 8 その他

1 特 定 市	25
2 計量関係団体等	25
3 計量検定所案内図	26

第 1 総 説

1 沿 革

本県における計量の歴史は、明治24年の度量衡法の公布により、明治26年1月に福岡県常置検定所として、床面積82.5㎡・技手1名・雇1名・小使1名の職員で所在地は不明であるが、開設されたことにより始まっている。

以来、幾多の変遷を経て現体制に至っているが、その年次略譜は次のとおりである。

明治24年3月 度量衡法公布

明治26年1月 福岡県常置検定所を設置

明治37年1月 福岡県常置検定所を、福岡県度量衡器検定所と改称し、福岡市天神町県庁内に設置、門司支所を門司市入船町に及び久留米支所を久留米市篠山町に設置

大正7年9月 機構改革により内務部権度課となる

大正13年12月 機構改革により福岡県度量衡検定所と改称

昭和21年6月 久留米支所を廃止(戦災により焼失)

昭和26年6月 計量法公布

商工部商政課計量係となる

昭和30年4月 門司支所を小倉市金田町に移転し北九州支所と改称

11月 久留米支所を久留米市西町に再設置

昭和33年2月 福岡県計量検定所として福岡市天神の独立庁舎へ移転

昭和40年10月 タキシメーター走行検査場を福岡市西区别府に設置

昭和45年5月 福岡県計量検定所に四課制を導入し、総務課・検査課・検定第一課・検定第二課を設置

昭和47年4月 北九州支所を北九州市八幡西区則松へ新築移転

昭和51年4月 久留米支所を久留米市安武町へ新築移転

昭和57年4月 計量検定所を糟屋郡粕屋町大隈へ新築移転

平成15年3月 北九州支所、久留米支所を廃止し、北九州検査場、久留米検査場とする

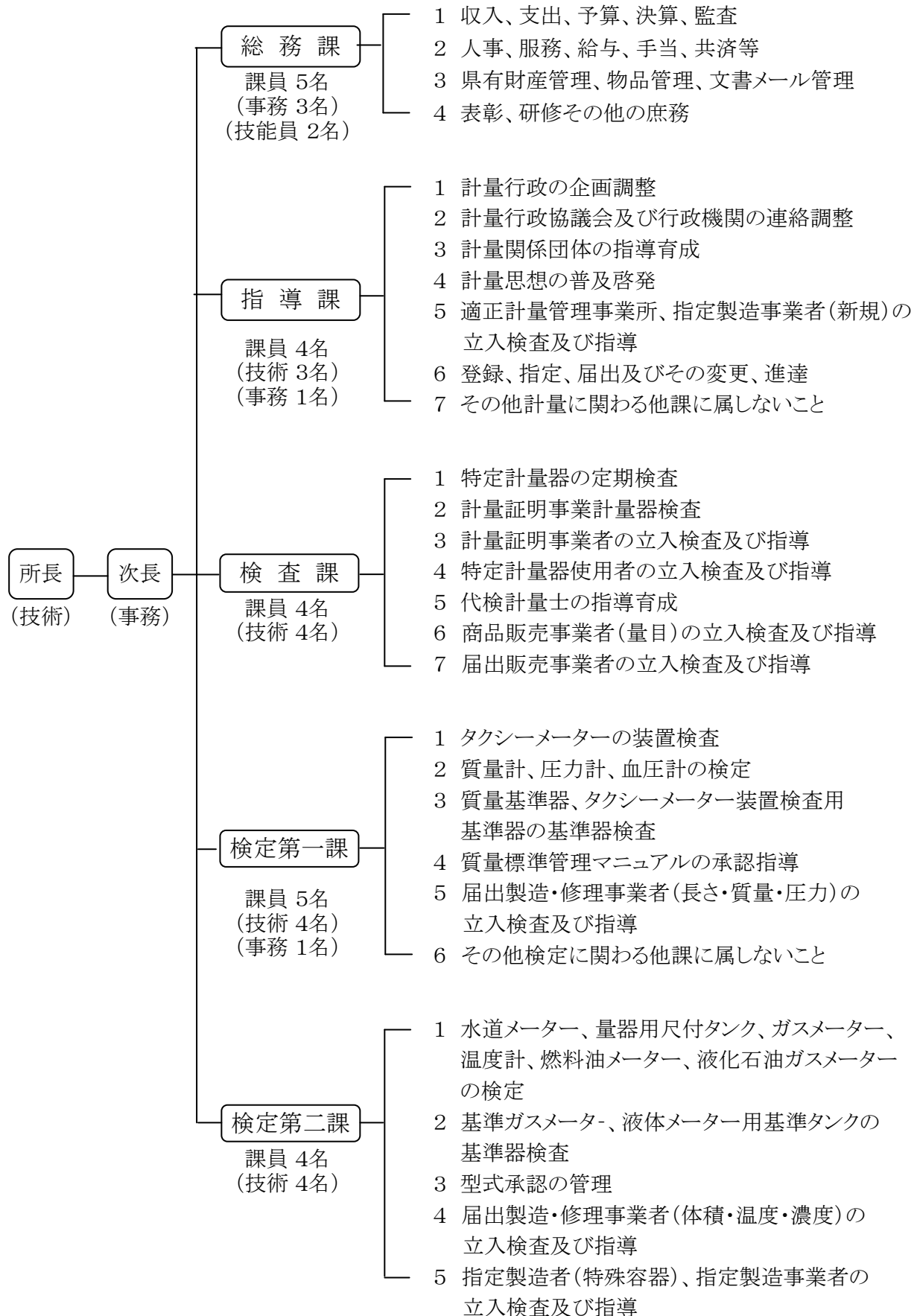
4月 指導課を設置し、五課制となる

2 施設の所在及び規模等

施 設	所 在 地
計 量 検 定 所 〔敷 地〕 7,693.24 ㎡ 〔床面積〕 2,098.91 ㎡	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL (092) 939-1541 FAX (092) 939-1542
北 九 州 検 査 場 〔敷 地〕 2,153.71 ㎡ 〔床面積〕 323.00 ㎡	〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-8-1 TEL (093) 601-2664 FAX (093) 601-2664
久 留 米 検 査 場 〔敷 地〕 1,983.00 ㎡ 〔床面積〕 467.25 ㎡	〒830-0072 久留米市安武町安武本3125 TEL (0942) 27-1383 FAX (0942) 27-1383

3 機構と業務内容及び職員の配置

計量検定所は、県商工部の出先機関で、その機構及び所管業務は次のとおりである。



(平成22年4月1日現在)

4 歳入と歳出

歳 入

(単位：円)

科 目	年度決算額
検 定 手 数 料	19,123,500
定 期 検 査 手 数 料	0
基 準 器 検 査 手 数 料	1,638,790
計量証明事業計量器検査手数料	12,203,900
計量証明事業の事業の登録	645,600
計量証明事業登録証の訂正	45,500
計量証明事業登録証の再交付	1,750
計量証明事業登録簿謄本交付	0
適正計量管理事業所指定	2,550
適正計量管理事業所検査	7,400
指 定 製 造 事 業 者 検 査	0
合 計	33,668,990

歳 出

(単位：円)

科 目	年度決算額
賃 金	60,030
報 償 費	274,000
普 通 旅 費	2,829,970
費 用 弁 償	0
食 糧 費	42,000
光 熱 水 費	1,913,703
そ の 他 の 需 用 費	6,616,303
通 信 運 搬 費	633,508
そ の 他 の 役 務 費	10,745,140
委 託 料	15,022,808
使用料及び賃借料	316,273
工 事 請 負 費	1,627,500
備 品 購 入 費	4,646,250
負担金補助及び交付金	52,950
公 課 費	0
交 際 費	0
償還金、利子及び割引料	0
合 計	44,780,435

5 検定・検査設備（基準器等主要設備）

（１） 基準器

品 名	数 量	配 置		
		本 所	北九州検査場	久留米検査場
基準巻尺(5m)	1	1		
特級基準分銅(1mg ～ 20kg)	30	30		
一級基準分銅(1mg ～ 20kg)	92	92		
基準重錘型圧力計(0.05 ～ 1Mpa)	1	1		
基準重錘型圧力計(0.1 ～ 10Mpa)	2	1	1	
基準液柱型圧力計(0 ～ 300mmHg)	1	1		
基準水道メーター(80mm)	1	1		
基準水道メーター(13mm)	2	2		
液体メーター用基準タンク(500L)	2	2		
液体メーター用基準タンク(50L)	1	1		
液体メーター用基準タンク(21L)	2	2		
液体メーター用基準タンク(19L)	1	1		
液体メーター用基準タンク(10L)	1	1		
液体メーター用基準タンク(5L)	1	1		
液体メーター用基準タンク(2L)	1	1		
液体タンク用基準タンク(10L (オーバーフロー式))	1	1		
基準湿式ガスメーター(20L)	1	1		
基準湿式ガスメーター(10L)	1	1		
ガスメーター用基準体積管(110L)	1	1		
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	1	1		
基準比重浮ひょう	16	16		
基準ガラス製温度計	6	6		
基準フラスコ(10L)	2	2		
基準フラスコ(5L)	2	2		
基準フラスコ(2L)	2	2		
基準フラスコ(1L)	2	2		
装置検査用基準器	7	4	2	1

(2) 主な検定検査設備

品 名	数 量	配 置		
		本 所	北九州検査場	久留米検査場
コンプレッサー	4	2	1	1
ストップウォッチ	3	3		
一級実用基準分銅（鋳鉄製以外 20kg以下）	130	130		
二級実用基準分銅（1,000kg）	74	74		
二級実用基準分銅（500kg）	2	2		
二級実用基準分銅（鋳鉄製以外 20kg以下）	67	67		
二級実用基準分銅（鋳鉄製 20kg以下）	27	27		
分銅校正用電子天びん（5.1g）	1	1		
分銅校正用電子天びん（220g）	1	1		
分銅校正用電子天びん（5.1kg）	1	1		
分銅校正用電子天びん（30kg）	2	2		
分銅校正用電子天びん（1,100kg）	1	1		
水準器	2	2		
定盤（埋込み）	7	4	2	1
走行クレーン	3	1	1	1
タンクローリー検定装置	1	1		
ガスメーター検定装置	1	1		
水道メーター検定装置	2	2		
恒温油槽	1	1		
フォークリフト（250kg）	1	1		
ハンドパレットトラック（1,500kg）	1	1		
基準湿式ガスメーター検査装置	1	1		
定期検査用電気式はかり	3	3		
計量教室・計量モニター用電気式はかり	39	39		
禁油圧力計用水槽継手	3	3		

第 2 計量関係事業の登録・届出及び指定

1 概 要

適正な計量の実施を確保するため、法第107条の規定による計量証明事業(一般・環境)の登録、法第122条の規定による計量士の登録の進達、法第58条の規定による特殊容器製造事業者の指定及び法第127条の規定による適正計量管理事業所の指定並びに法第91条の規定による届出製造事業者の指定検査の事業を行っています。

また、正確な特定計量器を供給するため、法第40条の規定による特定計量器製造事業の届出の進達、法第46条の規定による特定計量器修理事業の届出及び法第51条の規定による特定計量器販売事業の届出の受理業務を行っています。

2 登録・届出及び指定の事務処理状況

区分 申請事由	製造	修理	販売	計量証明事業		計量士		適正計量管 理事業所	指定製造 事業者	特殊容器製 造事業者	合計
				一般	環境	一般	環境				
登 録	1	2		9	3	3	17				35
届 出			14								14
変 更	11	28	45	43	78			59			264
再 交 付				1	1						2
廃 止	1	4	13	4	1			1			24
閲 覧											0
謄本交付											0
指定申請								1			1
指定検査								1			1
合 計	13	34	72	57	83	3	17	62	0	0	341

3 計量証明事業者の登録

事業者及び事業所数			区 分 別	
事業の区分			事業者数	事業所数
一 般	質	量	165	183
	体	積	5	9
	熱	量	1	1
環 境	特 定 濃 度		8	8
	濃	度	53	56
	音 圧 レ ベ ル		32	32
	振動加速度	レベル	30	30

4 製造・修理事業の届出

事業の区分	製造		修理	
	事業者数	事業所数	事業者数	事業所数
タクシーメーター			11	15
質量計第1類	14	15	20	26
質量計第2類	12	12	19	25
分銅等	7	7		
自重計			15	22
ガラス製温度計			1	1
水道メーター第1類			2	2
水道メーター第2類			2	2
温水メーター				
自動車等給油メーター	4	5	8	8
小型車載燃料油メーター	4	5	7	7
大型車載燃料油メーター			2	2
定置燃料油メーター等	4	5	6	6
液化石油ガスメーター			1	1
ガスメーター第1類				
ガスメーター第2類				
排ガス積算体積計等				
排水積算体積計等	1	1		
量器用尺付タンク	1	1		
圧力計第1類	3	4	4	4
圧力計第2類	3	4	7	7
血圧計第1類	3	3	3	3
血圧計第2類			1	1
ボンベ型熱量計			1	1
騒音計			1	1
振動レベル計			1	1
濃度計第1類			14	16
濃度計第2類			13	15
濃度計第3類			13	15
製造・修理事業者 計	56	62	152	181

5 販売事業の届出

事業の区分	事業者数
非自動はかり・分銅及びおもり ただし、家庭用はかり(ヘルスマーター・ベビースケール・キッチンスケール)を除く	529

6 適正計量管理事業所の指定

指定の区分		指定者数	事業所数
経済産業大臣指定			
県知事指定	製造業	27	29
	流通業	12	72
	その他	8	863
県知事指定の計		47	964

7 指定製造事業者の指定

指定の事業区分	事業者数
ガスメーター第1類	1
ガスメーター第2類	1
水道メーター第1類	1
水道メーター第2類	1

8 特殊容器製造事業者の指定

事業者数	1
------	---

第 3 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

1 概 要

正確な特定計量器の供給を図るため、検定・装置検査及び基準器検査を行っています。取引・証明に使用する特定計量器は検定又は装置検査に合格したものでなければ使用できません。

(法第16条)ただし、特殊な種類の特定計量器の検定については経済産業大臣又は指定検定機関が、電気計器の検定については日本電気計器検定所が行っています。

検定・装置検査に合格した特定計量器には、検定証印・装置検査証印が付され、また、タクシーメーター・燃料油メーター・ガスメーター及び水道メーター等の有効期間のある特定計量器には有効期限を表す数字印を付すほか、有効期限を示す合格シールを貼付しています。

各証印の形状ならびに合格シールは次のとおりです。

検定証印



装置検査証印



タクシーメーター合格シール
(装置検査)



燃料油メーター合格シール



各特定計量器の有効期間は次のとおりです。

タクシーメーター		1 年
液化石油ガスメーター		4 年
燃料油メーター		5 年又は 7 年
ガスメーター		7 年又は 10 年
水道メーター		8 年

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられているほか特定計量器の製造・修理事業者及び適正計量管理事業所に必要な設備として設置されているもので、特定計量器の正確度をチェックするため高い精度が要求され、器種・型式別に基準器検査の有効期間が定められています。

基準器検査は、基準器の区分に従い経済産業大臣・都道府県知事及び日本電気計器検定所が実施しています。

都道府県知事は、タクシーメーター装置検査用基準器・基準面積板・基準はかりの一部・基準分銅(一級～三級)・基準タンクの一部及び基準ガスメーターの一部について実施しています。

なお、基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印(右図)を付し、基準器検査成績書を交付しています。



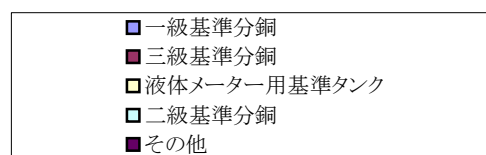
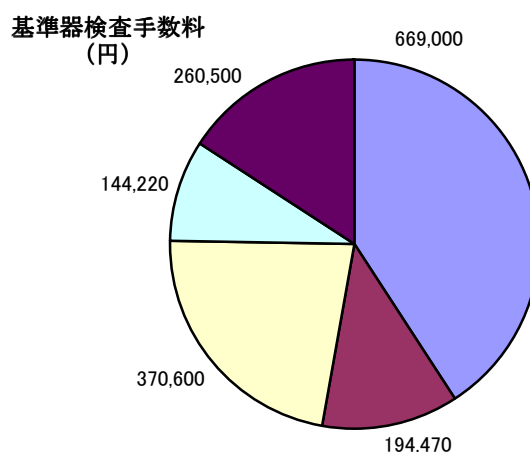
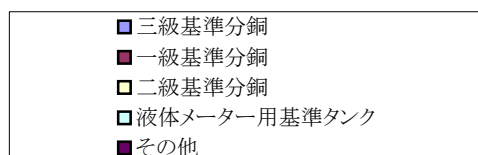
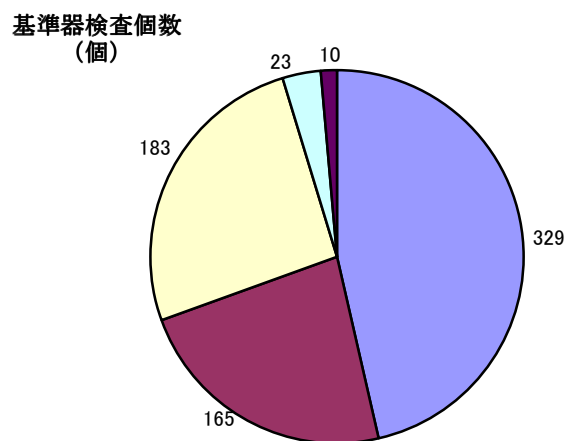
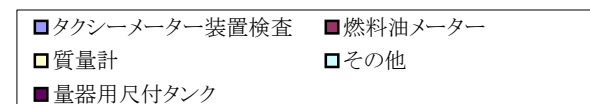
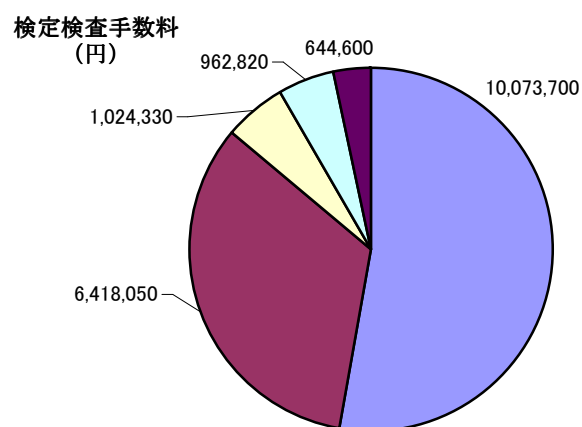
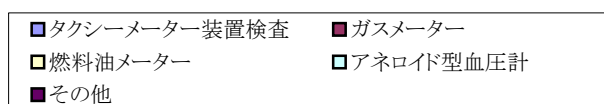
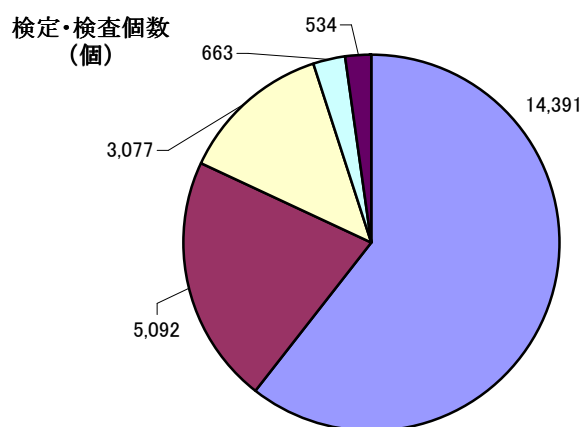
2 特定計量器検定・装置検査実績

種 類			実 績	検定個数	不合格	
タクシメーター			頭 部 検 査	0	0	
			装 置 検 査	14,391	96	
			小 計	14,391	96	
質量計	電 気 抵 抗 線 式 は か り			103	3	
	電 磁 式 は か り			1	0	
	誘 電 式 は か り			0	0	
	そ の 他 の 電 気 式 は か り			0	0	
	等 比 皿 手 動 は か り			0	0	
	そ の 他 手 動 は か り			0	0	
	ば ね 式 指 示 は か り			0	0	
	手 動 指 示 併 用 は か り			0	0	
	そ の 他 の 指 示 は か り			0	0	
	分 銅			144	0	
	小 計			248	3	
圧力計	ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計			18	0	
	ア ネ ロ イ ド 型 血 圧 計			663	0	
	小 計			681	0	
体積計	燃料油 メーター	自 動 車 等 給 油 メ ー タ ー		2,728	18	
		小 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー		266	2	
		大 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー		53	0	
		簡 易 燃 料 油 メ ー タ ー		1	0	
		定 置 燃 料 油 メ ー タ ー		29	0	
		小 計		3,077	20	
		液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー			55	0
		ガ ス メ ー タ ー			5,092	2
		水 道 メ ー タ ー			0	0
		量 器 用 尺 付 タ ン ク			202	0
		小 計			8,426	22
温度計	ガ ラ ス 製 温 度 計			11	2	
合 計				23,757	123	

3 基準器検査実績

種 類	実 績	検査個数	不合格
タクシーメーター装置検査用基準器		0	0
基準台手動はかり		3	0
一級基準分銅		165	4
二級基準分銅		183	1
三級基準分銅		329	4
基準湿式ガスメーター		7	0
液体メーター用基準タンク（水道用）		1	0
液体メーター用基準タンク（燃料油用）		22	0
合 計		710	9

4 検定・検査個数及び手数料比



5 検定・検査個数実績の推移

種 類			年 度	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
				検定・検査 個数	不合格	検定・検査 個数	不合格	検定・検査 個数	不合格
タクシー メーター	頭 部 検 査			0	0	0	0	0	0
	装 置 検 査			17,847	147	14,611	99	14,391	96
	小 計			17,847	147	14,611	99	14,391	96
質 量 計	電 気 式 は か り			122	3	113	6	104	3
	上 記 以 外 の は か り			5	0	9	0	0	0
	分 銅 ・ お も り			45	0	26	0	144	0
	小 計			172	3	148	6	248	3
圧 力 計	ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計			19	0	24	0	18	0
	ア ネ ロ イ ド 型 血 圧 計			776	1	400	0	663	0
	小 計			795	1	424	0	681	0
体 積 計	燃 料 油 メ ー タ ー	自 動 車 等 給 油 メ ー タ ー		2,073	2	2,201	8	2,728	18
		小 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー		264	0	272	2	266	2
		大 型 車 載 燃 料 油 メ ー タ ー		45	1	49	0	53	0
		簡 易 燃 料 油 メ ー タ ー		4	0	6	0	1	0
		定 置 燃 料 油 メ ー タ ー		14	0	17	0	29	0
		小 計		2,400	3	2,545	10	3,077	20
	液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー		54	0	64	0	55	0	
	ガ ス メ ー タ ー		4,000	1	1,300	1	5,092	2	
	水 道 メ ー タ ー		67,755	5	5,475	0	0	0	
	量 器 用 尺 付 タ ン ク		205	0	226	0	202	0	
	小 計		74,414	9	9,610	11	8,426	22	
温度計	ガ ラ ス 製 温 度 計			14	1	10	0	11	2
合 計				93,242	161	24,803	116	23,757	123

6 基準器検査個数実績の推移

種 類		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
タクシーメーター装置検査用基準器		17	0	2	0	0	0
基 準 台 手 動 は か り		2	0	3	0	3	0
基 準 分 銅		726	13	990	5	677	9
基 準 湿 式 ガ ス メ ー タ ー		8	0	6	0	7	0
液 体 メ ー タ ー 用 基 準 タ ン ク		15	0	17	0	23	0
合 計		768	13	1,018	5	710	9

第 4 特定計量器の定期検査

1 概 要

商店・工場・事業場・病院等で、取引又は証明に使用されている特定計量器(はかり・おもり・分銅)は、法第19条の規定により、2年に1回の周期で実施される定期検査を受検しなければなりません。

この検査は、使用中の特定計量器の正確さを維持するためのもので、関係市町村の協力を得て事前に十分な調査と通知等を行って、未受検者がいないよう努めています。

定期検査に合格した特定計量器には、一般消費者にもわかるように見やすいところに合格シールを貼っています。また、不合格の特定計量器には検定証印を抹消するとともに所有者に不合格票を発行し、修理・廃棄・買い替え等の処置をさせ、不良な特定計量器の使用を防止しています。

本県では、社団法人福岡県計量協会を法第20条の指定定期検査機関に指定し、非自動はかり及びおもり、分銅の定期検査業務については県に代わり指定定期検査機関で行っています。

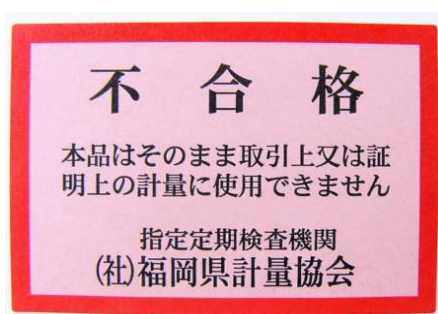
また、法第25条の規定により、定期検査に代わる計量士(代検計量士)による検査も行われています。

なお、県内の代検計量士は平成22年6月1日現在27名います。

検査合格シール



不合格シール



定期検査の実施周期 (市町村別)

	福岡・筑豊地区	京築・遠賀地区	筑後地区
奇数年	飯塚市・田川市・嘉麻市 古賀市・粕屋町・志免町 須恵町・久山町・宇美町 篠栗町・新宮町・桂川町 糸田町・福智町・香春町 添田町・川崎町・大任町 赤 村	行橋市・荏田町・みやこ町 芦屋町・遠賀町・岡垣町 水巻町	朝倉市・小郡市・うきは市 大刀洗町・大木町・筑前町 東峰村
偶数年	直方市・筑紫野市・太宰府市 大野城市・春日市・糸島市 宗像市・福津市・宮若市 那珂川町・鞍手町・小竹町	豊前市・中間市・築上町 吉富町・上毛町	大牟田市・八女市・筑後市 柳川市・大川市・みやま市 広川町

2 定期検査の検査実績 (市・郡別)

項目 市郡別		指定定期検査機関による検査				代検計量士による検査		
		公示 日数	検査 戸数	検査 台数	不合格 台数	検査 戸数	検査 台数	不合格 台数
市 部	飯塚市	9	331	521	6	291	958	2
	田川市	4	155	231	2	120	328	0
	嘉麻市	7	349	466	7	75	167	0
	古賀市	3	176	302	4	83	349	3
	行橋市	4	154	231	8	81	195	0
	朝倉市	10	496	743	8	228	639	1
	小郡市	2	67	95	0	96	194	4
	うきは市	6	758	954	6	29	122	0
	市部計	45	2,486	3,543	41	1,003	2,952	10
郡 部	糟屋郡	12	367	611	18	252	857	3
	田川郡	15	558	754	8	78	165	0
	嘉穂郡	1	46	60	1	14	110	0
	京都郡	6	248	357	2	68	105	0
	遠賀郡	8	210	338	3	158	430	0
	朝倉郡	5	260	362	3	68	168	0
	三井郡	1	29	55	0	14	73	2
	三潞郡	2	69	254	3	27	54	0
	郡部計	50	1,787	2,791	38	679	1,962	5
合 計		95	4,273	6,334	79	1,682	4,914	15

※検査台数には、分銅・おもりを除きます。

3 特定計量器器種別定期検査の検査実績

項目 器種	指定定期検査機関による検査		代検計量士による検査	
	検査台数	不合格台数	検査台数	不適合台数
電気抵抗線式はかり	1,311	31	2,995	6
誘電式はかり	115	0	248	0
電磁式はかり	67	2	35	0
その他の電気式はかり	81	2	12	0
手動天秤	4	0	2	0
等比皿手動はかり	36	0	9	0
棒はかり	5	0	0	0
その他の手動はかり	306	3	265	2
ばね式はかり	4,295	41	1,238	7
手動指示併用はかり	114	1	88	1
その他の指示はかり	0	0	12	0
はかり小計	6,334	80	4,904	16
分銅	879	0	433	5
定量おもり	5	0	0	0
定量増おもり	1,363	1	1,151	3
分銅類小計	2,247	1	1,584	8
合計	8,581	81	6,488	24

定期検査には、所在場所定期検査を含みます。

4 定期検査実績の推移

年度	実施市町村数	検査戸数	検査台数	不合格台数
平成17年度	8市 38町村	5,552	10,057	80
平成18年度	16市 17町村	6,220	11,685	103
平成19年度	8市 25町村	5,839	10,907	100
平成20年度	17市 13町村	6,375	12,003	99
平成21年度	8市 25町村	5,955	11,238	95

検査台数・不合格台数には、分銅・おもりは含みません。

第 5 計量証明事業者の計量証明検査

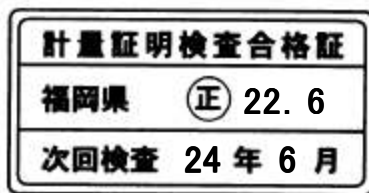
1 概 要

計量証明事業を行うために、知事の登録を受けた一般計量証明事業者及び環境計量証明事業者が使用する特定計量器について、法第116条の規定により器種の区分により1年～5年に1回の周期で計量証明検査を実施しています。

検査周期は、次のとおりです。

器 種	検査周期
非自動はかり、分銅及びおもり	2 年
バックマン温度計及びボンベ型熱量計	5 年
皮革面積計	1 年
騒音計、振動レベル計及び濃度計	3 年

検査合格シール



2 一般計量証明事業者の計量証明検査実績

質量計 区分	指定計量証明検査機関による検査		代検計量士による検査	
	検査台数	不合格台数	検査台数	不適合台数
10t 以下	3	0	4	0
20t 以下	1	0	1	0
30t 以下	0	0	10	0
40t 以下	0	0	42	0
50t 以下	1	0	9	0
50t 超えるもの	1	0	10	0
合 計	6	0	76	0

3 環境計量証明事業者の計量証明検査実績

種 類	検査台数	不合格台数
普 通 騒 音 計	57	0
精 密 騒 音 計	19	0
振 動 レ ベ ル 計	53	0
ガラス電極水素イオン濃度指示計	57	1
ジルコニア式酸素濃度計	17	0
溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	0	0
磁気式酸素濃度計	7	0
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	0	0
非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	0	0
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	17	0
化学発光式窒素酸化物濃度計	17	1
合 計	244	2

4 計量証明検査実績の推移

種 類	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	検査台数	不合格台数	検査台数	不合格台数	検査台数	不合格台数
質 量 計	80	0	64	0	82	0
普 通 騒 音 計	0	0	30	0	57	0
精 密 騒 音 計	0	0	6	0	19	0
振 動 レ ベ ル 計	17	0	0	0	53	0
ガラス電極水素イオン濃度指示計	0	0	21	0	57	1
ジルコニア式酸素濃度計	10	0	0	0	17	0
溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	0	0	0	0	0	0
磁気式酸素濃度計	8	0	0	0	7	0
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	3	0	0	0	0	0
非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	0	0	0	0	0	0
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	11	0	0	0	17	0
化学発光式窒素酸化物濃度計	16	0	0	0	17	1
合 計	145	0	121	0	326	2

第 6 立 入 検 査

1 概 要

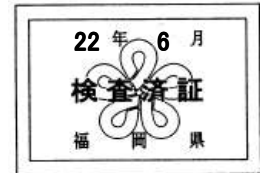
適正な計量の実施を確保するため、法第 148 条の規定に基づき計量関係事業者や商店・工場等に立入り、使用中の特定計量器の検査・商品の量目検査及び計量管理実施状況の検査を実施しています。

(1) 特定計量器の立入検査

特定計量器を使用している事業所・商店・工場等を対象として、タクシーメーター・質量計・燃料油メーター・液化石油ガスメーター・水道メーター・ガスメーター等の県民生活に不可欠な特定計量器について、有効期限の確認・メーターの管理台帳及び器物の検査を実施しました。

なお、立入検査を実施した特定計量器については、検査済証を貼付しています。

検査済証



(2) 商品量目の立入検査

計量法に定める特定商品について、消費生活物資の流通が多い中元時期・年末年始時期を中心に食品工場・大規模小売店等を対象として、正確な特定計量器を正しく使用し適正な量目を確保しているかどうか、商品量目の立入検査を実施しました。

(3) 定期検査の立入検査

定期検査で不合格となった特定計量器、代検査で不適合となった特定計量器を対象に、その後の措置についての確認のための立入検査を実施しました。

(4) 計量関係事業者等の立入検査

ア 計量証明事業者の立入検査

環境計量証明事業者及び一般計量証明事業者に対し、登録事項及び事業規程に基づく事業が履行され、かつ適正な計量証明書の発行がされているか立入検査を実施しました。

イ 指定製造事業者の立入検査

指定製造事業者に対し、一定レベル以上の品質管理の能力を有し、安定的かつ継続的に特定計量器を製造することができるように品質管理の方法が維持されているか立入検査を実施しました。

ウ 届出製造・修理事業者の立入検査

届出製造・修理事業者に対し、検査設備の確認、検査義務の励行状況及び検査規則が確実に履行されているか立入検査を実施しました。

エ 届出販売事業者の立入検査

届出販売業者に対し、遵守事項が確実に守られているか立入検査を実施しました。

オ その他

質量標準管理マニュアルを提出し承認を受けた者、適正計量管理事業所に対し、所定の事項が履行されているか立入検査を実施しました。

2 立入検査結果

(1) 特定計量器の立入検査結果

① ガスメーター（都市ガス）立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
2	4	1	64	0	0.0				
			34,279	0	0.0				

② ガスメーター（家庭用プロパン）立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
7	14	0	0	0					
		74	42,469	1,089	2.6		1,089		

③ 燃料油メーター立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
27	54	286	1,729	128	7.4		128		
			2,425	128	5.3		128		

④ 液化石油ガスメーター立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
0	0	0	0	0					
			0	0					

⑤ 水道メーター立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
7	14	8	123	0	0.0				
			48,965	632	1.3		632		

⑥ タクシーメーター立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数			
						器差	有効期限	構造	封印
1	2	4	23	0	0.0				
			87	0	0.0				

⑦ 子メーター（電気計器・水道）立入検査結果表

立入日数	立入人数	検査事業所数	検査台数	不合格台数	不合格率(%)	不合格理由別台数	
						期限切れ	構造
4	8	12	0	0			
			9,949	2,950	29.7	2,950	

※ 表の上段は現場確認（外観・器差検査）、下段は台帳上の数を表します。

(2) 商品量目の立入検査結果

① 中元時期全国一斉量目立入検査結果表

立入 日数	実 施 市町村数	検 査 戸 数	不適正 戸 数	不適正 戸数率 (%)	検 査 個 数	基 準 超 過	基 準 超過率 (%)	不適正	
								不足	不足率(%)
7	6	14	3	21.4	697	67	9.6	8	1.1

※ 立入実施市町村

八女市・筑後市・中間市・広川町・黒木町・星野村

② 年末年始時期全国一斉量目立入検査結果表

立入 日数	実 施 市町村数	検 査 戸 数	不適正 戸 数	不適正 戸数率 (%)	検 査 個 数	基 準 超 過	基 準 超過率 (%)	不適正	
								不足	不足率(%)
7	7	13	4	30.8	656	0	0.0	28	4.3

※ 立入実施市町村

春日市・大野城市・筑紫野市・大宰府市・みやま市・柳川市・那珂川町

(3) 定期検査の立入検査結果

定期検査不合格（不適合）特定計量器の立入検査実績

実 施 地 区	日数	市町村数	検査戸数	検査台数
柳川市・飯塚市・糸島市・芦屋町・新宮町・福智町・苅田町・みやこ町・川崎町	3	9	10	13

(4) 計量関係事業者等の立入検査結果

立 入 検 査 の 種 類		立入日数	事業者(所)数
ア 計量証明事業者の立入検査	①一般計量証明事業者	16	30
	②環境計量証明事業者	12	12
イ 指定製造事業者の立入検査		3	1
ウ 届出製造・修理事業者の立入検査		15	37
エ 届出販売事業者の立入検査		1	6
オ その他	①質量標準管理マニュアル	0	0
	②適正計量管理事業所	7	13

(5) 苦情等に基づく調査依頼の立入検査結果

区 分	件 数
量 目	2
特定計量器	10
そ の 他	1
合 計	13

第 7 計量思想の普及啓発事業及びその他の指導事業

1 計量記念日事業

平成5年11月1日に計量法が改正施行されたのを記念して、毎年11月1日が「計量記念日」となりました。この日をスタートとして1ヶ月を「計量強調月間」と定め各種記念日事業を実施しました。

(1) 計量記念日街頭広報

実 施 日 時	平成21年11月1日(日) 10:00～11:00
実 施 場 所	西鉄大牟田線福岡駅 北口1F 福岡市中央区天神2-11-2
	西鉄大牟田線久留米駅 久留米市東町309-2
配 布 物 及 び 参 加 者	配布物 (1) 計量のひろば(No.52) (社団法人 日本計量振興協会) (2) 電気メーター(子メーター)をご使用の皆さまへ (九州経済産業局・九州地区証明用電気計器対策委員会 作成) (3) 記念品(計量記念日ロゴ入り 温度計) 参加者 福岡県計量検定所・福岡市計量検査所・久留米市消費生活センター・(社)福岡県計量協会・(一般社団法人)福岡県環境計量証明事業協会・日本電気計器検定所 九州支社・(財)日本品質保証機構 九州試験所 計 16名

(2) 計量ひろば

二丈町・添田町・立花町において移動相談所を開設し、計量に関する相談、健康・体力測定、計量ゲーム、各種計量器の展示、啓発パネルの展示、計量に関するパンフレットの配布を通じて、計量思想の普及を図りました。

期 日 及 び 会 場	平成21年11月10日(火)	大野城市 JA筑紫 『ゆめ畑大野城店』
	平成21年11月11日(水)	古賀市 『コスモス広場』

2 計量モニター

消費生活物資の流通過程における量目について、消費者自身にその現状を認識してもらい、計量思想の啓発を図るとともに、商品の生産者及び販売者に対して正確な計量について注意を促し、併せて計量モニターから寄せられた資料及び意見等を計量行政の推進に活用することを目的として実施しました。

実 施 地 区、 期 間 及 び 人 員	飯塚市・嘉麻市・桂川町 平成21年9月1日(火)～9月30日(水) (33名)
-------------------------	---

(1) 計量モニターの商品分類別集計表

大分類 (種類)	購入件数	量目不足		適 法			
				正量		基準超過	
		件数	%	件数	%	件数	%
粉・めん類	152	3	2.0	135	88.8	14	9.2
精肉類	379	30	7.9	335	88.4	14	3.7
魚介類	140	10	7.1	111	79.3	19	13.6
野菜類	187	7	3.7	144	77.0	36	19.3
調理食品類	91	1	1.1	85	93.4	5	5.5
そう菜類	29	2	6.9	25	86.2	2	6.9
乳製品類	42	0	0.0	42	100.0	0	0.0
し好品類	137	3	2.2	128	93.4	6	4.4
その他	10	1	10.0	9	90.0	0	0.0
合 計	1,167	57	4.9	1,014	86.9	96	8.2

3 計量教室

特定商品をスーパー・一般小売店等から試買し、量目が正しく計られているか消費者と審査を行い日頃の商品量目の実態を把握するとともに、計量誤差の要因を研究し、消費者に日常生活に密接な計量の重要性について意識を高めてもらい、広く計量思想の普及を図るため実施しました。

期 日 及 び 地 区	平成22年1月12日(火)	春日市
	平成22年1月18日(月)	うきは市

(1) 商品別量目審査結果表

商 品 名	購入件数	量目不足		適 法			
				正 量		基準超過	
		件数	%	件数	%	件数	%
精 肉 類	28	0	0.0	28	100.0	0	0.0
鮮 魚 類	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
野 菜 類	10	1	10.0	9	90.0	0	0.0
調 理 食 品	15	0	0.0	15	100.0	0	0.0
塩 干 物	5	0	0.0	5	100.0	0	0.0
そ の 他	7	1	14.3	6	85.7	0	0.0
合 計	75	2	2.7	73	97.3	0	0.0

(2) 地区別量目審査結果表

市 町 村 名	購入件数	量目不足		適 法			
				正 量		基準超過	
		件数	%	件数	%	件数	%
春 日 市	35	0	0.0	35	100.0	0	0.0
う き は 市	40	2	5.0	38	95.0	0	0.0
合 計	75	2	2.7	73	97.3	0	0.0

4 おもしろ計量教室

小学5年生を対象に、計量検定所の業務内容や、身近にある計量器についての説明を行い計量検定所のPRを行うことや、理科の学習や計量に関する実験等を実施し、原理や法則を見つけること、また、簡単なゲームにより「計量」の必要性を体験することを目的として実施しました。

期 日 及 び 地 区	平成22年 1月27日(水)	宗像市 (1校)
	平成22年 2月 5日(金)	久山町 (1校)
	平成22年 2月10日(水)	糸島市 (1校)

5 計量技術講習会

計量に携わる事業者及び実務担当者に、計量技術の情報を提供し、計量管理技術等の知識向上を図ることを目的として実施しました。

日	時	平成21年11月4日(水) 午後1時30分 から 午後3時30分
会	場	福岡県吉塚合同庁舎
講 習 内 容	講 演 : 「計量の動向とトレーサビリティ」 講 師 : 株式会社 計量技術コンサル事務所 代表取締役社長 桑山 重光 氏	

6 講習会等

(1) 一般計量証明事業者主任計量者講習会

計量協会の計量証明事業者部会が主催する一般計量証明事業主任計量者講習会に、計量証明事業の主旨及び社会的責任を認識して頂くために講師を派遣しました。

ア 新規対象者	第1回	平成21年 7月 9日	福岡県計量検定所
	第2回	平成22年 1月21日	福岡県計量検定所
イ 再講習(5年サイクル)		平成21年10月16日	福岡県計量検定所

(2) 福環協計量士部会講習会

福環協計量士部会が主催する講習会に、環境計量証明事業の技術向上のため講師を派遣しました。

平成22年3月18日(木) 福岡県計量検定所

(3) (社)福岡県計量協会計量管理部会の実務研修

(社)福岡県計量協会計量管理部会が主催する実務研修会に「計量士制度の解説について」と題する講習を行うために講師を派遣しました。

平成22年2月19日(金) (株)金門製作所 校正サービスセンター

第 8 そ の 他

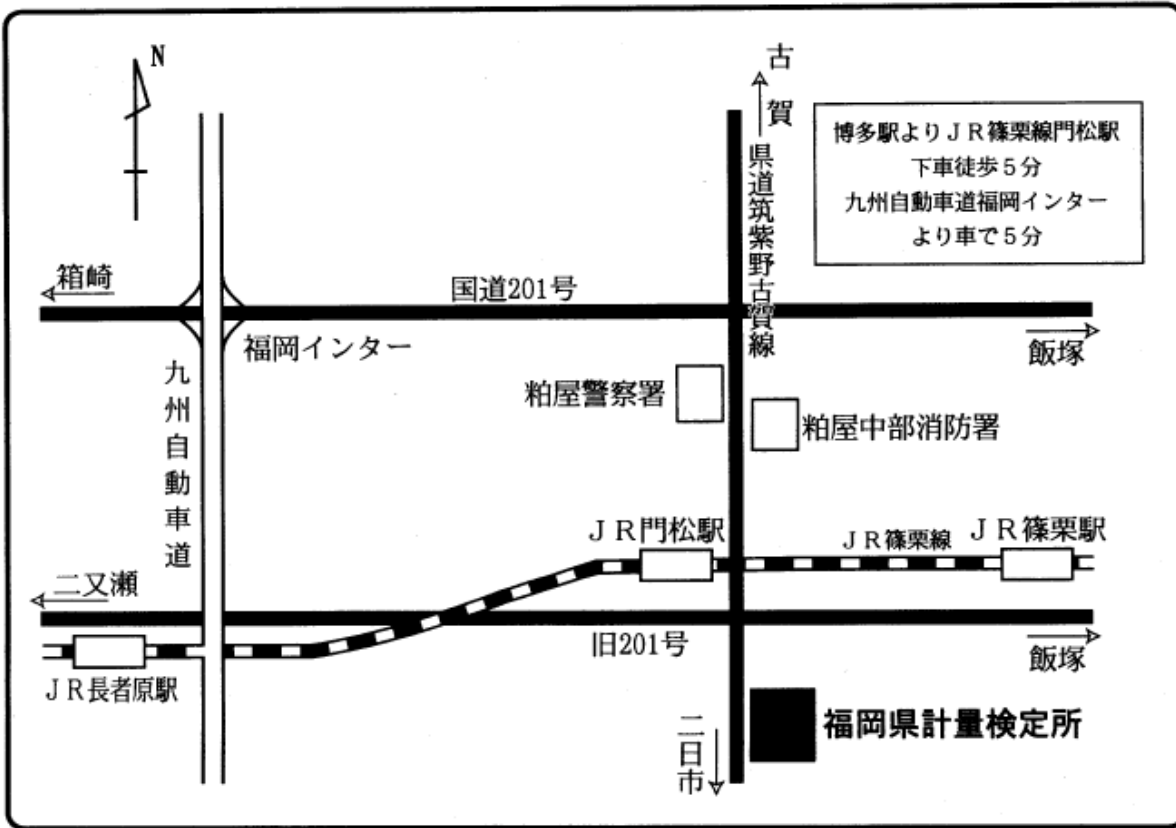
1 特定市

市 名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	組 織
福 岡 市	810-0014	福岡市中央区平尾2丁目6-5	092-524-0231 092-524-0299	経済振興局 産業振興部 振興課 計量検査所
北 九 州 市	803-0805	北九州市小倉北区親和町6-2	093-592-2012 093-562-7803	総務市民局 安全・安心部 消費生活センター計量検査所
久 留 米 市	830-0037	久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7700 0942-30-7715	久留米市市民部 消費生活センター

2 計量関係団体等

名 称	所在地	電話番号 FAX番号	代表者	事務局長 又は担当者	会員数
(社)福岡県計量協会	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 (福岡県計量検定所内)	092-939-2912 092-939-2912	石蔵 利治	能塚 博俊	251 及び 3団体
一般社団法人 福岡県 環境計量証明事業協会	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目 27-23 第一宮島ビル4F	092-414-3173 092-414-3173	古賀 康之	斉藤 広路	58
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	〒803-0805 北九州市小倉北区親和町6-2 (北九州市計量検査所内)	093-592-3400 093-592-3400	瓜生 裕一	辻川 宏	28
日本電気計器検定所 九州支社	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目1-40	092-541-3031 092-541-2979	鷹取 誠一	阿部 敬司	
(財)日本品質保証機構 九州試験所 (JQA)	〒839-0801 久留米市宮ノ陣3丁目2-33	0942-48-7763 0942-48-7760	大坪 信	石丸 将哉	
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 九州支所	〒815-0032 福岡市南区塩原2丁目1-28	092-551-1317 092-551-1324	倉谷 太吉	倉谷 太吉	

3 計量検定所案内図



計 量 行 政 概 要

発 行 平成 2 2 年 9 月

編 集 福岡県計量検定所

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈 1 8 8 番地 2

TEL 0 9 2 - 9 3 9 - 1 5 4 1

FAX 0 9 2 - 9 3 9 - 1 5 4 2

福岡県行政資料	
分類番号 QA	所属コード 0604403
登録年度 22	登録番号 1